

**令和５年度不妊・不育等相談事業「にんしんホッとナビ」の
インターネットを活用した広告掲載業務委託に係るプロポーザル募集要項**

標記業務委託に関し、次のとおり受託希望者を募集します。

１ 募集趣旨

本業務は、インターネット（ＳＮＳを含む）広告を活用して、にんしんホッとナビをより効果的かつ幅広く発信しようとするものです。実施に当たっては、インターネット広告等に関する専門的な知識や技能が求められるため、広告手法における工夫、運営体制等を総合的に審査する公募型プロポーザル方式により委託事業所を選定します。

２ 委託期間

契約締結の日から令和６年３月３１日まで

３ 委託業務の内容

(1) 広告の作成・出稿

本事業の特性を理解したうえで、認知向上、利用者の拡大等において効果的・効率的なPRが可能となる広告手法（ターゲティング方法等）及び広告文等を提案・作成し、本市の承認のうえ出稿すること。

(2) 月次報告

事業開始翌月以降、各月１０日までに、前月分の掲載実績、効果測定、分析状況を分かりやすく示した月次報告書を提出し、報告すること。

その報告を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、月次報告提出以降に実施予定の広告掲載に反映すること。

(3) 完了報告

事業完了後に、掲載実績、効果測定等を分かりやすく示した完了報告書を提出すること。

４ 委託金額の上限

１，０００，０００円

※ 金額は、消費税及び地方消費税相当額（１０％）を含みます。

※ 金額は、委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含みます。

５ 参加資格

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ、次の(1)から(4)に掲げる条件を満たす者。

(1) 参加申込み日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(2) 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする

る他の代表者等と同一の者でないこと。

- (3) 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

6 提出資料

- (1) プロポーザル参加申込書（別紙様式） 1部

（提出期限：令和5年5月9日（火）午後5時まで）

※ プロポーザルに関する質問については、令和5年5月12日（金）午後5時までに、「13 プロポーザル参加申込書等提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレスに、「にんしんホッとナビに係るプロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。回答は、当方から回答文書を電子メールで送付します。なお、質問内容によっては、回答しない場合もあります。

- (2) 提案書 5部、見積書 1部

（提出期限：令和5年5月17日（水）午後5時まで）

ア 広告配信を行うに当たり、より効果的に広報できる媒体、広告内容等について提案すること。

イ 本業務の遂行に当たり、人員等の実施体制、類似業務の受託実績（契約期間、業務内容、受託金額）が分かる資料及び会社概要を提出すること。

ウ 実際に広告に投入する額とその他の費用を記載した、経費の内訳がわかる見積書を提出すること。

エ 月次報告・完了報告書のサンプルを提出すること。

- (3) 注意事項等

ア 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出物は、提出者に返却しない。

ウ 提出物について、本市は提出者に無断で審査以外に使用しない。

エ 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

7 審査

- (1) 基本的な考え方

受託者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、本委託業務に関する企画提案書等の評価と見積価格の評価を総合的に判断する公募型プロポーザル方式を採用し、総合評価の最も高い提案者を受託者とします。

なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ、決定す

る。

ただし、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがあります。

(2) 採点

採点に当たっては、「9 審査基準」に掲げる項目ごとに採点する。応募事業者の最高点が60点に満たない場合は、再度プロポーザルを実施します。

8 審査基準

以下の評価項目について採点のうえ、各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い事業者を受託候補者として選定する。ただし、同点の場合は、市内中小企業に該当する者を上位とする。それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定します。

- (1) 本事業の趣旨を理解しているか。【20点満点】
- (2) 事業趣旨に合ったターゲットを設定し、より効果的な広告配信手法を提案できるか。【20点満点】
- (3) 効果的な経費支出の提案であるか。【20点満点】
- (4) 業務を迅速かつ的確に実施できる体制であるか。【20点満点】
- (5) これまでに行政関係の広告出稿等、類似の業務を実施した実績があるか。【20点満点】

9 審査結果の通知

審査結果を各事業者に通知するとともに、京都市ホームページ「京都市情報館」において、選定の結果、参加した事業者及び評価点を公開する。

10 契約手続

プロポーザルの実施後、受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。

受託候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときはその者と契約します。その者と合意に達しないときは、審査の結果の順位に従って協議を行います。

11 支払方法

委託業務の終了後、受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとします。

12 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定

に従うこと。

- (6) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない（詳細は別紙「再委託について」を参照のこと。）。

13 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通り御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 母子保健担当：(鷺田、古川)

電 話：075-746-7625／FAX：075-251-1133

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

(別紙様式)

年 月 日

(あて先) 京都市長

参加申込書

住所

商号又は名称

代表者 職・氏名

印

令和5年度不妊・不育等相談事業「にんしんホッとナビ」のインターネット広告業務の委託先を選定するプロポーザルに参加を申し込みます。

なお、提出に当たり、提出書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

担当者所属（部署名）	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E メールアドレス	
京都市競争入札参加資格	有 ・ 無